

我が国租税法における法人所得の会計方法に関する研究

-アメリカ合衆国内国歳入法典との比較分析を中心として-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池脇, 信一郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22265

2022年2月17日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 経営学部 専任教授

氏名 水野 忠恒

(副査) 経営学部 専任教授

氏名 大倉 学

(副査) 経営学部 専任教授

氏名 石津 寿恵

- 1 論文提出者 池脇 信一郎
- 2 論文題名 我が国租税法における法人所得の会計方法に関する研究
ーアメリカ合衆国内国歳入法典との比較分析を中心としてー
(英文題名) A Study on the Accounting Method of Corporate Taxable
Income in Japan: Focusing on Comparative Analysis with
Internal Revenue Code in the United States
- 3 論文の構成
 - 第1章 序説
 - 第2章 我が国法人税法 22 条 4 項に関する論点整理
 - 第3章 我が国法人税法 22 条 4 項に関する検討
 - 第4章 我が国法人税法 22 条 4 項に関する立法趣旨解釈の展開ー裁判例分析を中心としてー
 - 第5章 アメリカ合衆国法人所得の会計方法に関する検討ーI.R.C. § 446 を中心としてー
 - 第6章 I.R.C. § 451 (b) のもとでの総所得に係る諸項目の認識概念に関する検討
 - 第7章 I.R.C. § 461 (h) のもとでの所得控除に係る諸項目の認識概念に関する検討
 - 第8章 我が国法人税法 22 条 4 項に関する推論ーアメリカ合衆国との比較分析を中心としてー
 - 第9章 総括

4 論文の概要

1 本稿は、我が国法人所得の会計方法に関する規定、特に、法人税法 22 条 4 項についての問題を取り扱うものであり、その研究課題は、本規定のいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の有する認識概念、つまりは税務会計上の益金及び損金として算入されるタイミングに関する概念を明確化することにあるとしつつ、アメリカ合衆国との比較分析に基づく推論を提案している。そこで、アメリカ合衆国における法人所得の会計方法を定めた規定、内国歳入法典 (I.R.C.) § 446 のもとでの認識概念を検討し、さらに、本規定の下位概念であり、アメリカ合衆国における法人所得の構成要素「総所得 (gross income)」及び「控除 (deductions)」に係る諸項目の認識概念を定めた規定、I.R.C. § 451(b)、及び I.R.C. § 461(h)のもとでの認識概念を検討している。そして、我が国法人税法 22 条 4 項に関する推論として、アメリカ合衆国との比較分析を行うことにより、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準の有する認識概念について、わが国においては明確化されていなかった部分についての推論を試みたものである。

2 本稿の構成にしたがって述べると、まず、はじめに、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準の有する認識概念について、法人税法 22 条 4 項に関する立法趣旨解釈、及び、その展開として裁判例分析を行っており、第 2 章では、論点整理として、本規定の立法経緯及び先行研究を概観している。第 3 章では、立法趣旨解釈として、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準の有するこれまでの意義について検討している。第 4 章では、第 3 章の結論を踏まえて、裁判例分析に基づき、その有する益金及び損金に係る諸項目の認識概念を可能な限り具体化している。また、本章では、本章検討により明確化されなかった部分の検討方法として、アメリカ合衆国との比較分析に基づく推論を提案している。

次いで、上述の分析に対する比較研究のため、アメリカ合衆国における法人所得の会計方法を定めた規定、内国歳入法典 (I.R.C.) § 446 のもとでの認識概念を検討する。第 5 章では、立法趣旨解釈及び裁判例分析をもとに、本規定の有する意義を概観している。第 6 章及び第 7 章では、本規定の下位概念であり、アメリカ合衆国における法人所得の構成要素「総所得 (gross income)」及び「控除 (deductions)」に係る諸項目の認識概念を定めた規定、I.R.C. § 451(b)及び I.R.C. § 461(h)のもとで認識概念を検討している。

さらに、我が国法人税法 22 条 4 項に関する研究の総括として、アメリカ合衆国の規定との比較分析を行っており、第 8 章では、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準の

有する認識概念のうち、わが国の研究では明確化されなかった部分について私見を試みている。

5 論文の特質

本稿は、我が国法人所得の会計方法に関する規定、つまり、法人税法 22 条 4 項についての問題を取り扱うものであり、その研究課題は、本規定のいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」、つまりは税務会計上の益金及び損金として算入されるタイミングに関する概念を明確化することにある。

一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（いわゆる公正処理基準）については、その具体的内容に関して見解の対立がみられ、立法から 50 年以上経過する現在において統一の見解が存在しない状況にある。これは、諸項目（収益及び原価・費用・損失）を法人所得の構成要素（益金及び損金）として認識するためのタイミングに関する概念を曖昧にするものであり、我が国法人所得の会計方法に関して、法的安定性および納税者の予測可能性、ひいては、法人所得概念に影響を及ぼす問題点が存在することを意味する。また、この論点に派生して、法人税法 74 条 1 項の趣旨及び法人税法 22 条 4 項の性質という点についても、議論の余地が残されている。このように、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準については、課税公平性を主要な目的とする税務会計において、その解消の必要性がある。そこで本稿では、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に関する具体的内容として、その有する認識概念の検討を試みている。

6 論文の評価

1 論文の特質について述べたように、本稿は、我が国法人所得の会計方法に関する規定、つまり、法人税法 22 条 4 項についての問題を取り扱うものであり、その課題は、22 条 4 項本規定のいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」、つまり、益金及び損金として算入されるタイミングに関する概念を明確化することにある。申請者は、これまで、その具体的内容に関して見解の対立がみられ、立法から 50 年以上経過する現在において統一の見解が存在しない状況にあるとしている。実際に、法人税法 22 条 4 項について論じた論文は多いが、これまでは、同じ論点について議論が繰り返されてきたのに過ぎなかったといわなければならない。

2 これに対して、申請者の論文においては、アメリカ合衆国における法人所得の会計方法を定めた内国歳入法典（I.R.C.） § 446 を検討し、その研究のために、内国歳入法典（I.R.C.）に関する、連邦議会の下院歳入委員会における報告書の立法趣旨や、合衆国最高裁判所判決を主とする裁判例の分析、さらにはアメリカ合衆国における法律や会計の学術誌を渉猟して、内国歳入法典（I.R.C.） § 446 の検討を行い、それによりわが国の法人税法 22 条 4 項の規定と比較して、あらたな問題意識や論点を明らかにしている。これまでにない研究成果といえる。

3 今まで研究のなされなかった比較法からのアプローチを用いることにより、申請者が行った研究は優れており、今後の法人税法 22 条 4 項、ひいては税務会計全般の研究に及ぼす影響は大きいものと評価できる。さらに、これまでの研究の対立していた論点についても、アメリカ合衆国との比較分析を行うことにより、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の内容について明確化することに貢献するものであると思われる。

なお、本稿では、「税務会計と財務会計を同列のものとする」という表現により誤解を招いたり、アメリカ合衆国との比較によって経験概念の確立を判断できるかという指摘もあったが、今後の研究により明確にされ、精緻になりうるものと思われる。

7 論文の判定

本学位請求論文は、経営学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（経営学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以上

主査氏名